

見附市内で3医院（見附新町メディカルゾーン）が 4月下旬に開業します

- ・近年市内で医科診療所が減少している中、地域医療の維持・充実を図るため、医科診療所の誘致は市の重点課題となっています。
- ・見附市では、医科診療所の誘致・新規開業を図るため、医科診療所の新規開業に対する補助制度を令和2年度に新たに創設。その後、補助制度を拡充し最大1,200万円を支援する制度を用意しています。また、補助制度以外にも見附市での開業に有利な点をまとめたリーフレットを作成・PRするなど、積極的な誘致に取り組んでいます。
- ・この度、様々な関係者の協力もあり、4月下旬に新町3丁目に「見附新町メディカルゾーン」がオープンし、小児科、内科、心療内科の3医院が開業することになりました。
- ・市内での医科診療所の新規開業（既存診療所の診療科目・医師の増は除く）は平成22年以来13年ぶりで、今回の開業により市内の医科診療所は18医院→21医院に増加します。
- ・引き続き、医科診療所の誘致に向けて関係者と連携して取り組んでいきます。

● 3医院の情報 ※詳細は別紙1（広報見附4月号抜粋）のとおり

- ・みつけこどもクリニック（小児科・アレルギー科） 4月27日（木）開院
- ・見附たなはしクリニック（内科・糖尿病内科・内分泌内科） 4月28日（金）開院
- ・見附メンタルクリニック（精神科・心療内科） 4月28日（金）開院

4月22日（土）10時～15時 現地見学会（内覧会）を開催

● 医科診療所新規開業に対する補助制度の概要（見附市診療所新規開業支援事業補助金）

項目	金額・補助率	条件
①新規開業奨励金	600万円	<ul style="list-style-type: none"> ・医科診療所を開業 ・5年間事業を継続 ・見附市南蒲原郡医師会に加入 ・市立学校の学校医、市の健康診査、医師会に委託して実施する休日在宅当番医制度等への協力
②施設整備費補助金	上限600万円 （設備投資の1/2） ※事業承継は300万円	①に加えて以下の条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・開業する診療科目が内科・小児科・整形外科・精神科・産婦人科（出産を取り扱う場合のみ）に該当
合計	最大1,200万円	

※ 令和5年度より建築費高騰などを踏まえ補助上限額を1,000万円→**1,200万円**に増額

※ 増築（医師人数増に伴う新たな診療科目の開設）、事業承継も対象